人事院規則一九―〇―一〇

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者同行休業法第七条第一項」の下に「又は規則八―一二（職員の任免）第四十二条第二項（第一号及び第二号を除く。）」を加える。

第十二条中「（職員の任免）」を削る。

第十七条第一号中「又は」を「若しくは」に改め、「配偶者同行休業法第七条第一項」の下に「又は規則八―一二第四十二条第二項（第一号及び第二号を除く。）」を加える。

附　則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。